(別 紙)

新型コロナウイルス感染症関連の給付金に課税しないよう求める意見書 (案)

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言・まん 延防止等重点措置の発令で営業時間短縮の要請期間が長期間にわたった。 国や自治体は、宣言や措置の影響を受けた事業者への財政支援として、給 付金や支援金、協力金を支給。コロナ禍で大幅な売り上げ減少を余儀なく された事業者は、「助かった」と喜んだ。

しかし、これらの各種給付金は事業収入とみなされ、所得税の課税対象とされている。所得税に連動して住民税や国民健康保険料・税なども増え、給付金の30%を超えるケースもあり、悲鳴が上がっている。

全国中小業者団体連絡会は、2月4日、財務省に各種給付金の非課税を要請。同省の担当者は「売り上げを補填する支援金なので、売り上げがあったことと同視」と回答。さらに「休業要請が無い業種との公平性からも課税する」としたことは看過できない。

税の専門家からは、給付金はコロナ禍という未曽有の災害から生活を守るための国から事業者への見舞金であり、本来は課税対象外との指摘もある。しかも、コロナの影響が全くない業種など皆無であり、感染拡大の原因として飲食関連をことさら強調しておきながら、課税においても事業者間で分断・対立をあおるなど言語道断である。

よって、国においては、コロナ禍、新型コロナウイルス感染症関連の給付金を非課税とし、市県民税や事業税、国保料、保育料などが増えないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日高 松 市 議 会

 衆
 議
 院
 議
 長

 参
 議
 院
 議
 長

 内
 閣
 総
 理
 大
 臣

 総
 務
 大
 臣

 財
 務
 大
 臣